

## ごみ指定収集袋の交付場所が変わります（減免対象世帯）

令和3年度分のごみ指定収集袋を、減免対象世帯に対して、一定の枚数を無料で交付します。

令和3年3月1日時点で対象の方には、3月12日に申請書を発送しました。最近対象となった方や申請書が届かない方は、ご連絡ください。

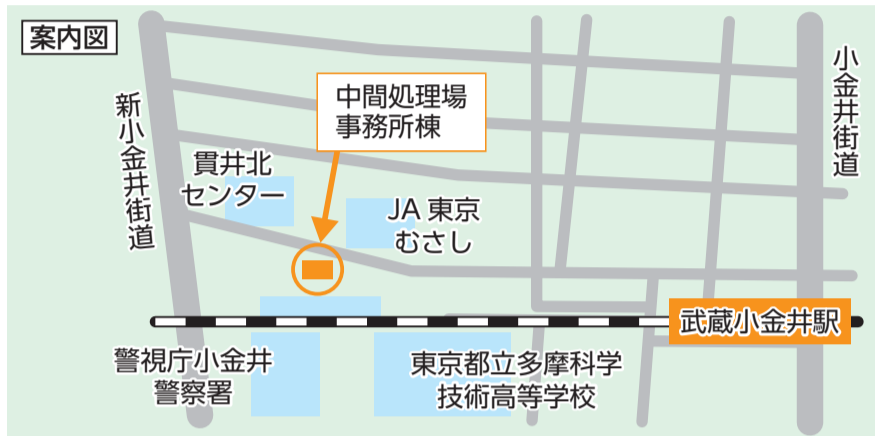
また、感染症拡大防止のため、交付場所と交付方法の一部を変更しておりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

**所** 中間処理場事務所棟 1階展示ホール（貫井北町1-8-25）

**対** 下表のいずれかに該当する世帯

**他**▷4月以降、年度途中で申請した場合は、週単位で換算した枚数の交付となります▷交付する枚数が多くなりますので、マイバッグなどを持参してください▷交付枚数など、詳しくはお問い合わせください▷車でのご来場はご遠慮ください

**申**3月16日（火）～31日（水）午前9時～午後4時（土曜・日曜・祝日を除く）に、申請書に必要事項を明記し、押印のうえ、下記交付場所へ持参してください



減免対象世帯
生活保護受給世帯、中国残留邦人等支援給付受給世帯
児童扶養手当受給世帯
特別児童扶養手当受給世帯
遺族基礎年金のみの受給世帯
老齢福祉年金受給世帯
令和2年度市民税非課税世帯のうち、次のいずれかの交付を受けている方が属する世帯
▷身体障害者手帳1級または2級
▷愛の手帳（療育手帳）1度または2度
▷精神障害者保健福祉手帳1級

## お願い 水銀を含むごみの出し方について再度のお願い（有害ごみ）

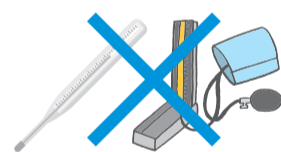
### ～水銀使用製品の適切な分別を～

燃やすごみの中に水銀を含むごみが混入していたことが原因で、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設の排ガス中水銀濃度が、一時的に公害防止基準値（50μg/m<sup>3</sup>N）を超える事態が1月31日に発生しました。

燃やすごみの中に水銀などの有害物質が混入してしまうと、最悪の場合、焼却炉の稼働停止という事態となり、3市のごみ収集・処理業務にも影響を及ぼし、周辺住民の健康にも多大な影響を及ぼす可能性があります。水銀などの有害物質を含む製品は必ず有害ごみとして分別して出してください。

### 市民の皆様をお願いしたいこと

- 水銀は体に有害な物質のため、水銀製品は有害ごみとして、必ず分別して排出をお願いします
  - 水銀は、主に、蛍光灯や体温計・血圧計（銀色の液体が入っているもの）やボタン電池などに含まれています。割れた蛍光灯は、袋に入れ、封をしてから有害ごみとして出してください
- ※赤や青の液体が入った温度計はアルコール液のため、燃やさないごみとして出してください



水銀製品は有害ごみの日にしてください



電池類は有害ごみの日にしてください



## 指定収集袋を使ったごみの出し方



ごみを出す際は、指定収集袋に入る大きさ、長さ、容量にしてください。量が多い場合は袋の大きさを変えるもしくは分けていただき、袋からはみ出る大きさ、長さのものは粗大ごみでお申し込みください。

※傘、空気入れ、ラケットは袋からはみ出ていても収集します。半分以上入る袋（中袋以上）に入れてください

※袋に入る大きさでも、単体で5kgを超えるものは粗大ごみです

袋の口は必ず結んでください。

○ 出し方（良い例）



× 出し方（悪い例）



ひも・テープなどを使わずに袋の口を結んで出してください。

袋からはみ出る大きさ、長さのものは粗大ごみでお申し込みください。

適正な排出のご協力をお願いします。

